

2023年6月15日

一般社団法人日本音楽作家団体協議会（FCA）

AIによる著作物利用に関するFCAの見解

私たちは、音楽を創ることにかかわる音楽作家全ての権利が守られなければならないと考えています。そして活動をする上で不利益となる、または不利益が想定されることが生じた場合、対策を検討し解決していかなければならないと考えています。

生成AIの学習の過程ではインターネット上から既存の著作物を含む膨大な量の情報が創作者の許諾なしに収集・複製されており、また第三者が生成AIの機能を使って著作物を無断で改変して別の作品として公開する行為も生じています。生成AIの学習の過程において著作物が無断・無秩序に利用されることで創作者が不利益を被るおそれがあります。

2019年1月1日に改正施行された著作権法では、第30条の4として「著作物は、（略）当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。（略）」ことが定められました。

同条は生成AIにおいて著作物を権利者の許諾なしに利用することができる根拠規定とされています。しかしながら上記改正の審議の過程で強調されたことは、日本発のイノベーションを促すための法改正で、日本版検索エンジンの開発のために著作物を利用するということであって、人が知覚を通じて著作物を享受するものではないということでした。¹また現在の生成AIのように

¹文化審議会著作権分科会, 2018, 著作権法の一部を改正する法律 概要説明資料

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/51/pdf/r1406118_08.pdf

元となった著作物そのものと類似する性質を持つデータを生成する利用を念頭に置いた法改正ではありませんでした。

然るに生成 AI の開発が急速に進むなか、創作者の権利の保証に関する議論はなおざりにされたままで、現下 AI 技術の進歩に法制度や社会制度が追いついていないと言わざるを得ません。このままでは創作者の権利が不当に害されて不利益が生じることが充分想定されます。

2023 年 4 月 27 日、松本剛明総務大臣は衆議院総務委員会において「生成 AI が急速に普及し、開発や規制の在り方が議論になっている。著作権や知的財産権などの課題についても指摘されており、開発の振興、利活用の推進、適切な規制という 3 つの観点がいずれも重要だ」と答弁されています。²

また同 30 日、G7 のデジタル担当大臣は G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合において閣僚宣言及び附属書を採択し、「責任ある AI と AI ガバナンスの推進」として「生成 AI を含む AI に関する今後の機会や課題に関する将来の政策や社会のニーズについて、関連するすべてのステークホルダーとの協力を強化する」アクションプランに合意し、生成 AI について早急に議論の場を持つことを宣言しています。³

この機に FCA は「現行著作権法における権利制限規定を見直して、創作者の権利を阻害することなく AI 技術の発展と調和を図ること」、「G7 デジタル・技術閣僚宣言に基づき早急に生成 AI に関する議論の場を設け、創作者をステークホルダー(利害関係者)の一員として協議に参加させること」を政府に求めます。

AI の問題は音楽に限らず、文芸や美術、漫画、アニメ、映像等の著作物の創作者にとっても共通かつ喫緊の課題であるはずで、FCA は各分野の創作者と連帯してこの問題解消に取り組んでいくことを表明します。

以上

² 2023 年 4 月 27 日衆議院 総務委員会

<https://www.youtube.com/watch?v=P24xdn9z1hk>

³ デジタル庁 G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合の開催結果

<https://www.digital.go.jp/news/efdaf817-4962-442d-8b5d-9fa1215cb56a/>